



2 2 1 0 - 0 1 6

令和4年10月21日

企業主導型保育施設責任者 様

公益財団法人児童育成協会

令和4年度企業主導型保育事業（運営費等）における 保育士等処遇改善臨時加算の10月以降の取扱いについて

平素より、企業主導型保育施設の運営に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和4年度保育士等処遇改善臨時加算については、「令和4年度企業主導型保育事業（運営費等）新規加算追加申請」または、「令和4年度企業主導型保育事業（運営費等）助成申込」にて、令和4年9月30日までを対象期間とし御申請いただいたところですが、**令和4年10月以降についても継続して実施される予定です。**

上記申請にて保育士等処遇改善臨時加算の承認を既に受けている事業者につきましては、**引き続き、令和5年3月までの加算対象事業者として取扱うことといたします。**

当該加算に係る月次報告及び概算交付申請の手続については、企業主導型保育事業費補助金実施要綱の改定後に別途御案内させていただきます。御了解のほどよろしくお願いたします。

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部

電 話 0 5 7 0 - 5 5 0 - 8 1 9

(年末年始を除く平日 9 : 1 5 ~ 1 7 : 1 5)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>